明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一六）　一

〔告　示〕

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成三十年度の財政の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件（**総務**六八）　三

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成三十年度の財政健全化計画等の実施状況報告の概要を公表する件（**同**六九）　七

○平成三十年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件（**同**七〇）　三

○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（**文部科学**三二）　四

○平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件（**同**三三）　四

○肥料を登録した件（**農林水産**五一七）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四

特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　七

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　八〇

会社その他

会社決算公告　八三

省令

○農林水産省令第十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十七日

農林水産大臣　江藤　拓